

医療と介護の自己負担が著しく高額になったとき…

介護保険自己負担額を確認して、 介護保険者(市区町村)へ問い合わせ申請すると、 「高額介護合算療養費」が支給されます

同一世帯内に介護保険の受給者がいる場合、8月1日から翌年7月31日までの1年間(平成20年度は平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヵ月間)にかかった、健康保険と介護保険の自己負担額(高額療養費・高額介護サービス費等の支給を差し引いた自己負担額)の合算額が、下表の自己負担限度額を超えた場合に、健康保険から「高額介護合算療養費」、介護保険から「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

●健康保険と介護保険の自己負担を合算する場合の限度額(年間)

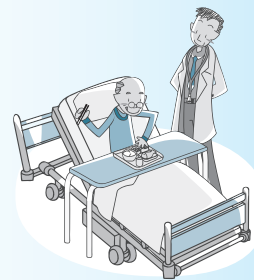
		69歳以下	70歳～74歳
上位所得者(69歳以下) 現役並み所得者(70歳以上)*	一般	126万円(168万円)	67万円(89万円)
	市町村民税非課税者	67万円(89万円)	56万円(75万円)
低所得者	所得が一定基準に満たない場合 (年金収入80万円以下等)など	34万円(45万円)	31万円(41万円)
			19万円(25万円)

※()内は平成20年4月～平成21年7月の限度額

*健康保険の場合、標準報酬月額28万円(上位所得者は53万円)以上の人。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円、高齢者単身世帯で383万円に満たない場合は、健保組合に届け出れば一般と同様の自己負担となります。

●手続きの流れ

- ①介護保険者(市区町村)に介護サービス利用の「自己負担額証明書」の交付を申請
- ②「自己負担額証明書」を添付し、健保組合に「高額介護合算療養費支給申請書」を提出
- ③健康保険から「高額介護合算療養費」、介護保険から「高額医療合算介護サービス費」を受給



●対象者

被保険者と被扶養者

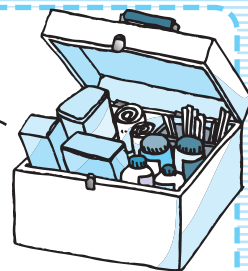
高額介護合算療養費の算定

1年間(8月1日～7月31日)に支払った健康保険の自己負担額(高額療養費を除く)および介護保険の自己負担額(高額介護(予防)サービス費を除く)を対象とします。なお、高額療養費と同様に、入院時の食費・居住費や差額ベッド代などは高額介護合算療養費の対象とはなりません。

家庭常備薬等の補助斡旋・無償配布のご案内

当健保組合ではみなさんの疾病予防対策の一環として家庭常備薬等の補助斡旋・無償配布を行っています。ご家族そろって健康管理にお役立てください。(次回の斡旋は春に行います。)

- 対象者** 平成21年10月1日現在、愛知製鋼健康保険組合被保険者の方
- 無償配布** ①サージカルマスク50枚入 ②ガーグルフレッシュうがい薬 ③アルコール手指消毒剤 アルボナス ④GUMコップ付き歯磨きセットのうち1品を希望者全員に無償配布いたします。
- 健保補助** 半額補助方式(健保補助額は上限1,000円)
※合計金額2,000円未満の場合、購入金額の半額が個人負担。
※合計金額2,000円以上の場合、購入金額から1,000円を引いた額が個人負担。
- 申込締切** 平成21年11月6日(金) 予定
- 納品** 平成21年12月上旬予定
- ※同封の申込書を記入して、アイコーサービス(株)に提出ください。



10月1日から

出産育児一時金の 直接支払制度がスタートしました

被保険者や被扶養者が出産したときに支給される「出産育児一時金」の支給方法が、10月1日から次のとおり変わりました。これは、国の緊急の少子化対策として行われるものです。

●「出産育児一時金」とは

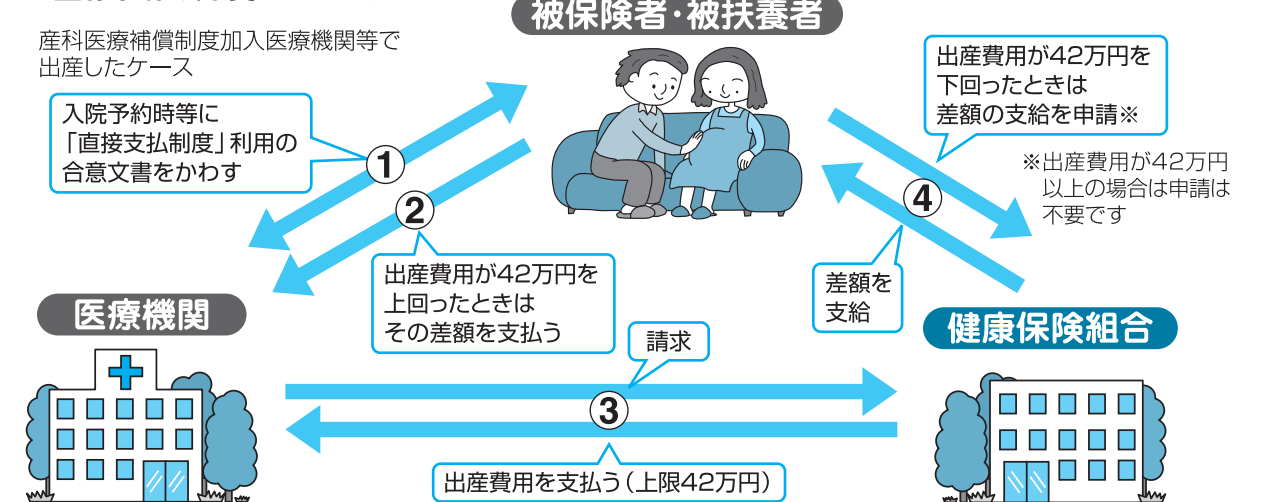
被保険者や被扶養者が出産したときに、出産費用の補助として健保組合から「出産育児一時金」が支給されます。双子の場合は2人分支給されます。また、死産や切迫流産の場合でも、妊娠月数4ヵ月(85日)以上の場合は支給されます。

■「直接支払制度」とは

被保険者は出産にあたって多額の現金を用意する必要はなく、出産育児一時金を健保組合が医療機関等に直接支払うこととなります。かかった費用が42万円*を超えた場合にその差額のみを支払えばすむことになります。

*平成21年10月1日より38万円から42万円に引き上げられました(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合、または胎週数第22週未満で出産した場合は、39万円)。

<直接支払制度のしくみ>



<直接支払制度を利用しないときの支払い方法>

- 直接支払いを希望しない場合
 - 海外での出産の場合
 - 直接支払制度を導入していない医療機関等での出産の場合
- 従来の制度の利用となります(被保険者等がいったん出産費用を医療機関等に全額支払い、後日、健保組合に申請して一時金を受給)。
- 異常分娩などで健康保険が適用になり医療費が高額になると予想される場合
- あらかじめ健保組合へ「高額療養費の限度額適用認定証」を申請し、医療機関等の窓口へ提出しておく、医療費の窓口負担が高額療養費の限度額までにおさえられます。

◎受取代理制度は平成21年9月末で廃止されました

当健保組合では「出産育児一時金の医療機関等による受取代理制度」を導入していましたが、10月から「直接支払制度」が実施されることに伴い、受取代理制度は平成21年9月30日をもって廃止されました。

この制度は平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置です。その後の給付については、引き続き検討が行われる予定です。

契約保養所のご案内

～ここるところからでも
リフレッシュ～

当健保組合では、みなさんの心身の保養のために、以下のリゾート施設と利用契約をしています。家族や仲間との旅行にぜひご利用ください。

ホテル・ド・マロニエ



- 室料 1人 2,900円/泊～
- 下呂・内海・湯の山にある天然温泉付ホテル

予約方法

- 利用希望日の2ヵ月前から電話かインターネットで予約
※電話受付時間 9:00～17:00
予約完了後、健保組合に連絡してください。
チケットを発行いたします。



リゾートトラスト

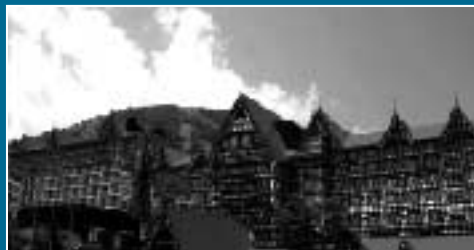


- 北関東から九州まで28施設

予約方法

- ファックスは利用希望日の1年前から、インターネットは1ヵ月前から予約
※空室状況はインターネットまたは名古屋営業所へ電話で確認をしてください。
※会議等で利用の場合は、名古屋営業所へ連絡してください。

ホテルグリーンプラザ



- 関東から関西に11施設

予約方法

- 専用ダイヤル03-5272-0697に予約すると1割引で利用できます。
※直接施設へ予約した場合は通常料金となります。
※平日は割安のプランがあります。



セントレジャーグループ

- ゴルフ・ボウリング・ホテルなどの施設を割引料金でご利用できます。
(予約) 052-202-3946 立松

【その他の施設】



- パストール下呂 (岐阜県下呂市) (予約) 0576-24-2188
- セラヴィリゾート泉郷 (予約) 052-953-3358
人気のリゾート地にホテル、別荘、レジャー施設を展開
- 旧健保村 (長野県木曾町)
健保組合に申し込みください。1人1,500円を補助します。
- 民宿まつみや (福井県若狭町) (予約) 0770-46-1451
- 民宿はや河 (愛知県吉良町) (予約) 0563-32-1986
予約後、申込用紙に記入し健保組合に提出してください。1人1,500円を補助します。

詳細は当健保組合のホームページ

<http://www.aichi-steelkenpo.or.jp/> をご覧ください。

(ユーザー名/06230411 パスワード/06230411)

今年も保健指導を実施します!

08年に開始した保健指導は述べ約300の方が受診し、レッドカード■、イエローカード■から抜け出された方が100人以上もおり、受診者には大変好評でした。

今年も保健指導を実施します。対象者(■)に、職場を通じて指導日(時間指定)を連絡いたしますので、ぜひ一度体験し、生活習慣改善に役立ててください。

(指定日に調整がつかない場合は、再度時間調整いたします。健保組合までご連絡を!)

実施期間

初回面接:平成21年10月26日～ (途中、2週間後および1ヵ月毎にフォロー実施)

最終効果把握:6ヵ月後(初回面接のみの場合もあります。気軽に相談してください。)

実施内容

健康生活? 心配?



一緒に考え
実行しましょう!

何か運動していますか?
食事で注意すること!
他に心配ごとは?



- ウォーキング、運動、プール
- 魚料理、野菜、脂減

自己宣言!!

初回面接
30～60分

面接、電話、
手紙等

面接、電話、
手紙等

効果把握

アスカム内または各事業所内

6ヵ月後に効果把握!

健診機関(人間ドック、巡回検診等)でもその都度実施していますので、対象者は積極的に保健指導を受けましょう!

インフルエンザ予防接種 今年も補助します

インフルエンザ感染予防策として最も効果的なのが予防接種です。
当健保組合では、インフルエンザ予防接種の補助を実施しますので、流行する前にぜひご利用ください。

- ◆ 対象者:小学生までの子どもおよび65歳から74歳までの高齢者
- ◆ 補助金額:上限2,000円で1回分限り
- ◆ 接種期間:平成21年10月1日～平成22年1月31日
- ◆ 補助金申請期限:平成22年2月28日
- ◆ 接種と補助方法:下記のとおり



愛知県内在住の対象者

対象の方に、健康保険組合連合会愛知連合会のインフルエンザ予防接種共同事業の「受診券とリーフレット」をご自宅に送付いたします。受診券を利用して接種できる医療機関は限られますので、電話予約をする際に必ず確認してください。

共同事業に参加していない医療機関で予防接種を行った場合は補助金ができませんのでご注意ください。

愛知県外に在住の対象者

昨年と同様に、対象者に「補助金申請書付き案内」をご自宅に送付いたします。領収書(レシート以外)と申請書を健保組合まで提出してください。

受診券の受け取り～ 接種までの流れ

- ① 対象者に受診券が送付されます。
- ② 各自でインフルエンザ共同事業に参加している医療機関に予約をしてください。
- ③ 接種当日、「受診券」と「健康保険証」を窓口で提出し、接種してください。
※「受診券」は1人1回(1枚)です。
- ④ 窓口で補助額(上限2,000円/人)を差引いた額を支払ってください。